

## 花巻市市民参画・協働推進委員会（第2回）会議録

日時 令和4年12月2日（金）午後1時30分～午後3時25分

場所 花巻市役所本館 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者13名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、石黒 竜也（花巻農業協同組合）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 真理子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 2名 谷村 晴子（花巻市校長会）、安部 修司（花巻青年会議所）

市側出席者 8名 鈴木 之（建設部長）、佐々木 賢二（建設部都市機能整備室長）、高橋 和司（建設部都市機能整備室上席主査）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 2名

次第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

(1) 市民参画に係る事前評価について

(仮) JR 花巻駅橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討【建設部都市機能整備室】

4 その他

(1) 市民参画条例について

5 閉会

1 開会 (開会 午後1時30分)

事務局 本日はお忙しい中、花巻市市民参画・協働推進委員会第2回目の会議にお集まり  
(大竹課長補 いただきまして誠にありがとうございます。

佐) 会議成立についてですが、花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条第2項の規定により、委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと定められておりますが、本日は半数以上の出席がございますので、委員会は成立しておりますことを報告いたします。

開会にあたりまして、佐藤委員長よりご挨拶申し上げます。

2 あいさつ

佐藤委員長

皆さんこんにちは。委員長を務めております佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。12月2日となり、師走に入りまして今年も1か月足らずとなりました。非常に慌ただしい中、第2回委員会にお集まりいただき誠にありがとうございます。今朝ほど雪も降りまして、うっすらと雪化粧しております。これから寒さに向かうのではないかなと思っております。また、新型コロナウイルス感染症も第八波に入ったということで、感染者も増えておりますことから、本委員会におきましても感染防止に努めて開催したいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日は、議題として1件ございます。市民参画に係る事前評価として、仮称で

ございますが、JR 花巻駅橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討ということでご審議をいただきます。その後、その他といたしまして、市民参画条例についてご協議をお願いしたいと思います。

本日の審議にご協力をお願いをいたしまして、挨拶といたします。

事務局

(大竹課長補佐)

ありがとうございました。それでは、次第3番の審議に入ります。本委員会規則第4条第2項に基づき、議長は委員長が務めることとなっておりますので、委員長よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長

それでは審議に入りますが、本日の議題として市民参画に係る事前評価についてということで1件ございます。仮称 JR 花巻駅橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討でございます。本日、担当部署より出席をいただいております方々をご紹介します。建設部鈴木之部長でございます。建設部都市機能整備室佐々木賢二室長でございます。同じく、建設部都市機能整備室高橋和司上席主査でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、早速ですがご説明をお願いします。

鈴木部長

(建設部)

最初に私の方から、なぜ事業計画段階では市民参画・協働推進委員会にお諮りをしなかった「花巻駅橋上化・東西自由通路整備」について、今回デザインコンセプトに限り市民参画の手続きを行うのか説明させていただきたいと思ひます。

花巻駅橋上化・東西自由通路整備は、区画整理事業による住宅地の形成や花巻東高校や南高校の移転、ショッピングモールなどの進出によって人口集積が進んだ駅西側地域の方々の方々の要望を受けて、駅利用の利便性向上や東西を往来する方々の安全性の確保、更には魅力ある市街地の形成などを目的として整備を検討している事業になりますが、昨年度、追加調査として改札口を線路の上空とする橋上化と、地上部の2階に設置する半橋上化の比較検討や、駅西口広場の検討などを行ったところです。

自由通路は市道整備としての位置付けであり、また、駅舎については自由通路整備において支障となり補償として整備が行われるJRの所有施設でありありますことから、その整備、事業の実施におきましては市民参画の対象の要件には当たらないと理解しているところですが、事業規模の大きさや、市の玄関口の整備であるという市民の関心の高さもあり、市として事業化の可否も含め市民の意見を伺いたいという趣旨から、これまで市民参画に準じる形で意見交換等を実施しております。

その内容としては、今年度だけでも市民説明会(意見交換)を市内全域15か所、19回実施し、延べ267名の参加をいただき、また団体等への説明も10団体、103名の参加者に行い、駅を多く利用する若い世代である、市内高校4校の生徒75名からも意見をいただいているところです。

結果としては整備に前向きな意見が多く、説明会等に併せて実施したアンケートの結果でも、8割以上の回答者から整備に賛成の意見を頂きましたので、市としては、この結果を受け事業の実施に向け必要な作業を進めていきたいと考えているところですが、この説明会におきましては、市民や団体、高校生からデザインに関する大変多くの意見や質問を頂き、デザインについての関心の高さを改めて認識させて頂いたところです。

花巻駅東西自由通路と橋上駅舎は、施設管理者はそれぞれ市とJRと言うことになりますが、施設の外見上は一体的な形状で整備されますことから、デザインに関する市民の関心の高さに加え、市としても、駅は花巻市の玄関口であり、整備後は

市の新しいランドマークにもなり得る施設であること、また、今後数十年から百年の間にあるかないかといった整備でもありますことから、そのデザインに関しましては、しっかりと市民のご意見を頂く必要があるとの思いから、デザイン案の検討におきましては、正式に市民参画の手法に則った対応を行ってまいりたいと考えたものです。

なお、設計・施工を行うJR東日本からは、まずはデザインコンセプトを市が示せば、基本設計の段階で自由通路及び橋上駅舎の外観や内観に反映した形で、複数のデザイン案を示すことができるとの話を頂いているところであり、市民の意見を踏まえてしっかり対応して参りたいと考えた次第です。

以上、内容の説明は高橋上席主査よりさせていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

**高橋上席主査  
(都市機能整備室)**

はい。それでは内容について私からご説明をさせていただきたいと思います。佐藤委員長から、事前に事業そのものの内容について簡単にご説明をしていただきたというのを仰せつかっておりますので、最初にかいつまんでご説明をさせていただきたいと思っております。こちらは、市民説明会等で説明用の資料として使っていたものでございます。

まず1枚めくっていただきまして、検討の背景を簡単にご説明させていただきたいと思います。先ほど鈴木からも簡単に触れましたけれども、駅西側地域につきましては、昭和の中頃から区画整理事業によりまして、住宅地として整理（「整備」では？）をされてございます。平成に入りまして、花巻南高校でありますとか、花巻東高校が西側に移転しております、西側から駅を使う方が非常に多くなっていたという状況でございました。そのような状況から、合併前から花巻駅西口に改札を求める要望が出されていたという状況でございます。

市の方でも検討しております、まず平成12年度に西口改札の設置の形についてJR東日本コンサルタンツに基本設計を依頼し、委託して検討しております。こちらで二つの案が検討されましたが、設置の条件について平成14年度にJRに照会しております。その際のJRの回答といたしましては、建設費は当然ながら西口改札に常駐するべき駅員でありますとか、それらを含めた全ての管理運営費を永続的に地元で負担するという条件が示されたということです。こういった永続的に地元で負担するといった部分もあったかと思っておりますけれども、なかなか市としては前に進めることができなかつたという状況が続いておりました。ただ、合併後も市の重要な課題として位置づけられておったところでして、平成27年に再度、この方法が可能かどうか照会しております。平成27年度時点におきましては、この当時検討した西口改札設置の方法は、安全性の確保の観点から不可能であるという回答でございまして、今後、西口から直接改札を利用するという形で検討するのであれば、駅の橋上化でしか出来ないという回答があったということです。また、駅改札口につきましても、花巻駅の規模であれば、改札口は1ヶ所に集約することになるということでありましたので、駅の橋上化自由通路の整備ということで検討を進めたものでございます。

続いて、1枚めくってもらって4ページを御覧いただきたいと思っております。半橋上駅、橋上駅ということで先ほど鈴木も触れましたけれども、これらどういったことかといいますと、橋上駅にも種類がございまして、橋上駅ですので、まず自由通路で線路に橋状のものをかけてそれに駅舎がくっつくという形になります。こちら半橋上駅、橋上駅の2種類の形についてご説明いたします。まず半橋上駅でございまして、駅舎をホームの線路から外れた地上部分、この絵で言いますと東口側に2階建ての駅舎を設けまして、それに自由通路をつけて駅舎に改札口をつける形

なります。これで見ますと東口側に改札口があるという状況です。一方、橋上駅ですけれども、改札などの駅の機能、ホーム及び待合室などが線路上空部分に設ける形になります。この絵で言いますと、改札口が通路の真ん中に設置されているということになってございます。

それぞれメリット、デメリットがございます。半橋上駅は、線路上空の工事面積が少ないことから、整備費用を抑えることができますが、デメリットとしては、片側にしか改札がないため、反対側から利用する方は改札口が遠いということになります。

一方、橋上駅のメリットといたしましては、改札口が中央部分にございますので、両側から同じ距離で改札に行けるということです。デメリットとして半橋上駅に比べまして線路上空部分の費用、面積が大きくなりますので工事費が高くなるというものでございます。これが違いでございます。

市民説明会の際は、半橋上駅と橋上駅の整備内容二つをご説明させていただいておりましたけれども、本日は時間の都合もございまして、説明会の中では橋上化のほうがいいというご意見が多かったことから、橋上駅について説明させていただきたいと思っております。

次に進めさせていただきます。10 ページでは、橋上駅に整備した場合のパス、イメージ図になってございます。白い箱のようなものの状態になってございますが、具体的なデザインにつきましては基礎基本設計の段階で検討することにしてございますので、市民の皆さんの意見を聞きながら、デザインについては検討したいと考えているところでございます。

11 ページに目を移していただきたいと思っております。橋上駅の平面図でございます。緑色の部分が自由通路ということで、市の施設になるところでございまして、赤色の部分が JR の駅舎ということで JR の施設になる部分でございます。まず緑色の部分でございますけれども、階段を含めまして、幅員 4 m で整備をするということで想定をしております。自由通路の東西にはエレベーターが各 1 基設置されるというもので、階段部分は上り専用のエスカレーターが設置されるというものでございます。赤色の部分は、自由通路の中央部分に改札口と待合室を設置することになります。あと、ホームに下りるエレベーターが各 1 基設置される形となっております。

続いて 1 枚めくっていただきまして、12 ページ、こちら 1 階の平面図でございます。まず黄色の部分でございますが、東西それぞれに公衆トイレを新設する形になってございます。青色の部分につきましては JR の施設にはなりませんけれども、店舗とコンビニなどを想定しているものでございます。こちらが 1 階の平面図でございます。

続いて 16 ページ、こちらのページでは概算事業費についてご説明をさせていただきます。橋上駅の概算事業費でございますけれども、現在物価がちょっと変動してございますので、2020 年時までの物価変動分を考慮した全体の事業といたしましては、約 35.9 億円となっております。35.9 億円でございますけれども、隣の青と黄色のグラフを見ていただきます。まず黄色の部分、補助対象事業費に対しまして国から 2 分の 1 の補助が出ることになってございますので、その国の補助金を引いた部分の青色の部分が市の負担ということになります。市の負担部分につきましても、合併特例債を活用することを考えてございます。この合併特例債ですが、いわゆる借金ではございますけれども、返済額の約 70% が後に交付税として国から返ってくるという特別有利な制度になってございますので、国の補助金と、この合併特例債の交付税措置分を引いた 5 億 9,200 万円が市の実質的な負担というところでございます。

続きまして、20 ページをご覧くださいと思います。こちら完成までの概略のスケジュールでございます。仮に来年度、令和5年度から事業を開始した場合でございますが、駅と自由通路の供用の開始につきましては、6年後の令和10年度の後半を想定しているものです。

続きまして、27 ページをお開きいただきたいと思います。今回自由通路の整備に伴いまして、西口1階広場の整備についても検討をしております。検討につきましては、第1案から第3案まで検討させていただいておりますけれども、第1案は経費が一番低いものですし、第3案は高いものになってございます。本日は、その中間の第2案でご説明させていただきたいと思っております。

27 ページの第2案でございますけれども、ロータリー機能を拡充して待合屋根を拡充したものと書いてございます。図の薄い灰色の網かけの部分は、ロータリーを拡大した部分になります。現在のロータリーは網かけのない青い線の部分までですが、現況のロータリーを東側に拡大をしております。そして拡大したロータリーの中に、一般車の一時待機場所、タクシーの待機場所も4台確保してございます。バス乗り場につきましては3ヶ所、タクシー乗り場についても1ヶ所を設置するという案になってございます。そして各乗り場につきまして屋根を設置してございます。

右下にある赤色の部分は自由通路の想定設置位置になってございます。この自由通路の入口の近くに障がい者用のフリー乗降スペースを1ヶ所設けてございまして、その乗降スペースから自由通路のエレベーターの位置までの動線に屋根を設置する形になって、こちらが第2案の整備案ということでございます。

最後ですけれども、32 ページをご覧くださいと思います。全体の事業費でございます。先ほどご説明をした橋上駅の場合をご覧くださいと思います。この全体事業費ですけれども、駅橋上化と自由通路整備に伴う工事費のほかに、西口駅前広場を第2案で整理した場合、西口に駐車場整備を500㎡程度、15台を想定で整備した場合の全体の事業費として試算をしているものでございます。橋上駅の場合で全体事業として41億2,000万円ほどになってございます。

ただしこの橋上駅の整備の他に、西口駅前広場、あと西口の駐車場につきましても国の補助金が活用できますし、合併特例債も活用できるということになってございます。ですので、国の補助金と合併特例債を活用した場合の全体事業費に対する市の実質負担といたしましては、7億2,000万円ほどになってございます。

ただ、西口の駐車場整備の部分でございますが、駐車場整備に対する国の補助金とすれば8分の1ということになりますので、その部分につきましてはご承知おきいただきたいと考えてございます。整備概要については以上でございます。

佐藤委員長

ただいま、整備概要について説明がありましたが、ここまでで何かご質問ありませんか。高橋委員。

高橋委員

まず、早口だったので、理解が追い付かなかったのですが、22 ページの既存駅舎を活用し残したまま自由通路を整備した場合については、西口から来た人は、どこから入ることになるのですか。

高橋上席主査  
(都市機能整備室)

はい22 ページの既存駅舎を活用し、残したままの駅を整備する案についてはご説明しませんでしたけれども、改めてご説明をさせていただきます。まずご質問にお答えしますと、西口から来る方は、緑の部分が自由通路という形になりますが、西口の駅前広場の中心から大分南側に整備されることになるので、西口から来る方は、南側に整備される自由通路、緑色の部分の入り口から入りまして、さらに南側

に階段を上って自由通路に上がっていただき、東側の方に向かっていただくということになります。改札自体は真ん中部分に設置されますけれども、そもそも西口から遠いということになります。

加えて説明させていただきます。この自由通路設置の位置ですが、北側に設置することも検討しました。駅舎北側に整備するのですが、工事の際に地下道を使用できなくなるという問題がございます。さらに既存の跨線橋、黄色い部分、2番線、3番線をつなぐ部分の跨線橋も整備にあたって支障が出てしまいます。最終的に跨線橋を撤去することになりますが、撤去する前に仮の跨線橋を作ってから自由通路を整備して、さらに自由通路を整備したらこの跨線橋を撤去する形になるので、費用が3倍かかってしまうという課題がございますので、駅舎の北側ではなく、南側に整理する場合で検討してみたものでございます。

ただ、南側に整備する場合は駅舎に支障は出ません。赤色の部分、つまり、駅機能の部分が国の補助金が出ないところでありまして、併せて合併特例債を活用することができないということになってございます。23ページを見ていただきますと、国の補助金及び合併特例債が活用できるのは緑色の部分だけですので、市の実質的な負担という部分につきましては16億1,700万円ということです。他の橋上化整備の案と比べまして、倍以上、3倍まではいきませんが、倍以上の実質負担が伴うということで、なかなか現実的ではないということで整理をしているものでございます。

高橋委員 分かりました。自由通路分の合併特例債を活用した場合とありますが、合併特例債の活用は現実的に可能なのですか。

高橋上席主査  
(都市機能整備室) はい。合併特例債は、現在、当初予算ベースで残額として80億円の残額がございます。合併特例債の期限が令和7年度まででしたが、法律の改正がございまして、令和12年度まで延長して使用することができることとなりましたので、可能です。

高橋委員 確実に使えるということですか。

高橋上席主査  
(都市機能整備室) はい、可能です。制度的にも可能です。

佐藤委員長 他にご意見はありませんか。盛山委員。

盛山委員 はい。確認ですが、確実に橋上駅に決まったのですか。前の地域での説明会では半橋上駅と橋上駅を検討しているということでしたが。

高橋上席主査  
(都市機能整備室) はい。説明会を進めていく中で、橋上駅を希望する方が多かったので、そちらで進めたいと思っています。橋上駅の方が圧倒的に多かったので、市ではそちらの方で考えています。

盛山委員 はい、分かりました。

佐藤委員長 他にはございませんか。

(発言する者なし。)

佐藤委員長            それでは、市民参画の計画について説明をお願いします。

高橋上席主査            それでは、参画・条例一覧の様式1からご説明をさせていただきたいと思  
(都市機能整備室)        います。まず名称については、会議開催依頼時点では、仮称をつけさせてい  
ましたけれども、内部で検討の結果、仮称は外させていただきたいと思  
いますので、よろしくお願ひ致します。名称につきましては、JR花巻駅橋上  
駅舎及び東西自由通路のデザインの検討でございます。

目的でございますけれども、橋上駅舎と自由通路のデザインのポイントとご  
ざいます。内容につきましては橋上駅舎及び自由通路のデザインの検討を  
するに当たりまして、市民および専門家の意見を取り入れるというもので  
ございます。デザイン決定までのスケジュールでございますけれども、デ  
ザインコンセプトの決定を令和5年3月、デザイン案の決定を令和6年1  
月としてございます。このデザインコンセプトでございますけれども、駅  
舎・自由通路のデザインを検討する際の材料でございます。外観や内観  
に質感や明るさ、色などそういったものを考えるための材料として、  
デザインコンセプトというものを検討するというところでございます。歴  
史、偉人、観光、自然などの花巻らしさを表現するためのキーワード、  
文章、そういったものを想定しているものでございます。このデザイン  
コンセプトをもとにJRの方で基本設計を行う際に複数のデザイン案を  
検討していただきます。

そしてJRで検討していただいたデザインのイメージ図を掲示していただき  
ますので、そのイメージについて改めて意見を聞くことを考えているとい  
うことで、2段階の想定をしてございます。

続きまして、特に必要と認める理由でございますけれども、市民説明会  
では、デザインに関する意見が多くありまして、デザインについては市民  
の意見を聞きながら検討すると回答しているところでございます。

駅につきましては、JRの施設でございますけれども、花巻市の玄関口で  
ございまして、ランドマークともいえる施設です。また、今後何十年と  
使用するものでございますので、駅のデザインは、市民の意見を反映  
できる唯一の機会であるというふうに考えておりますことから、市民  
参画の手続きにより検討するものでございます。

まちづくり基本条例第12条に定めます重要な計画のいずれかに当  
たるかという点でございますが、市民参画ガイドラインの市民参画の  
対象のキ、特に必要と認めるものとして記載したところでございま  
す。

引き続きまして、様式2市民参画計画書です。まず1番目、参画の  
対象につきましては、様式1と重複しておりますので割愛させていただきます。

選択した市民参画の方法についてご説明をさせていただきます。今回、  
方法といたしまして3つの方法を考えてございます。

まず1つ目の方法でございますけれども、ワークショップの実施でござ  
います。名称はJR花巻駅橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討  
でございます。時期及び回数でございますけれども、まずデザイン  
コンセプトの検討といたしまして、令和5年1月末から3月中旬までの  
間に1回開催することを予定しています。その後、JRから提出され  
たデザイン案に関する意見聴取につきましては、令和5年12月の1  
回を予定しております。周知方法及び周知時期でございますけれども、  
開催時期及び参加者を募集することについては、今月の広報12月15  
日号に掲載する予定としてございます。そして参加者決定後の来年1  
月中頃に該当者に案内をする予定としてございます。

続いて対象者でございますけれども、指名枠といたしまして、10名程  
度とすると

しておりました、建築デザイン関係や障がい者団体など各種団体からの推薦によりお願いしたいと考えております。続いて、公募枠ですけれども、20名程度を考慮してございまして、各年齢層から400名程度の方を無作為抽出させていただきまして、参加者を募りたいと考えてございます。この400名という数でございましてけれども、現在、総合計画策定のためのワークショップを開催しておりますが、同様の方法により参加者を募るものでございます。その際の発送数に対する参加者数の割合が約5%だったということでもございましたので、その割合を参考にさせていただいております。また参加者の申し出が非常に多いときは抽選させていただく場合がございます。

引き続きまして、結果の公表の方法についてでございますが、市のホームページに掲載を考慮してございます。時期につきましては、デザインコンセプトの検討の結果について、令和5年3月のデザイン案に関する意見の内容につきましては、デザイン案の決定と合わせて令和6年2月に公表したいというふうに考えてございます。

続いて方法や時期を選択した理由でございます。デザインの元となるデザインコンセプトにつきましては自由な発想で様々な意見をお聞きしたいというところでもございまして、参加者が意見を出しやすいワークショップ形式としてでございます。事業の実施に当たりましては、JR東日本と令和5年5月に基本設計協定を提携することを想定してございますけれども、基本設計協定締結時にはデザインをJR側に提示する必要がございますので、この期日を設定したというものでございます。

そしてこのデザインコンセプトをもとにJRから複数のデザインが令和5年11月頃に提示される予定でございますので、出てきたデザインに対しまして、またご意見を伺って決定するという流れを想定してございます。令和5年12月に開催したいというふうに考えたものでございます。

続きまして方法の2つ目をご説明させていただきたいと思っております。こちらは有識者会議からの意見聴取でございます。時期及び回数でございましてけれども、令和5年3月末にまず1回、開催したいと思っております。

この令和5年3月末の有識者会議でございましてけれども、ワークショップで検討していただいたデザインコンセプトについてご意見をいただきたいということで、この期日に設定をしております。続いて令和6年1月にも1回を開催したいと考えてございまして、こちらはJRから提出されたデザイン案に対する意見聴取でございます。周知方法及び周知時期でございましてけれども、開催日の2週間以上前に郵送にて通知するという事です。最初の一回につきましては来年2月末頃、第2回につきましては令和5年12月までに通知したいと考えています。対象者でございましてけれども、有識者のメンバーといたしましては10名程度を想定してございます。想定ということで決まったわけではございませんけれども、国土交通省、岩手県、富士大学を考えています。合わせて、駅西口広場のイメージと一緒に検討していただきたいと思いますと思っておりますので、建設事業者やタクシー事業者が交通事業者、建築士会を考えております。また、デザインの関係から芸術協会のような団体にもお声がけをさせていただき、そういった方々から専門的な意見をいただきたいと考えているところでございます。

結果の公表の方法及び時期でございましてけれども、こちらも市のホームページに掲載と考えております。デザインコンセプトに対する意見聴取の結果につきましては、令和5年3月下旬、デザイン案に対する意見の聴取の結果につきましては、同じくデザイン案の決定と合わせて令和6年2月頃と考えております。方法や時期を選択した理由でございましてけれども、デザインについて建築士でありますとか技術（「芸術」ではありませんか？）協会など専門的知識を有する方々から知見に基づい



た意見をいただくため、有識者会議を設置し意見を聞くこととしています。ワークショップで検討したデザインコンセプトにつきまして、有識者会議で意見をいただいた上で、デザインコンセプトを JR 東日本へ提出する必要がありますことからワークショップ後に有識者会議を開催する予定をしております。同じく、令和6年1月についても、JR から出てきたデザイン案についてワークショップで意見をいただき、更に地域説明会でも意見をいただいた上で、有識者会議にその情報提供をし、意見をを行うこととしておりますのでこの期日を設定しています。

続いて、2枚目の3番目の方法でございます。3つ目の方法としては地域説明会の開催でございます。これにつきましては、JR から提案されたデザイン案、イメージ図になるかと思えますけれども、こちらについてご意見を聞くための説明会となります。時期につきましては、令和5年12月頃を想定し、回数については、花巻地域2回、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域各1回を予定しております。周知方法及び周知の時期でございますけれども、開催の周知を広報令和5年11月15日号または、令和5年12月1日号に掲載するとともに、市ホームページに掲載したいと考えております。また、エフエム花巻や東和地域であれば有線放送もございますので、あとは報道等への情報提供を活用し周知を図ることとしております。対象は市民の方々でございます。結果の公表の方法及び時期でございますけれども、市のホームページに掲載したいと考えており、時期は令和6年2月としております。

方法や時期を選択した理由は、JR から提示されたデザインについて、広く市民に説明し各案についてご意見をいただくため説明会を開催することとしています。

デザインコンセプトをもとに JR から複数のデザイン案が令和5年11月頃に提示される予定でございますので、令和6年1月末には案を決定する必要がありますので、上記期日を設定しているものでございます。

続きまして3番の計画等の全体のスケジュールでございます。検討の全体的な部分の上の欄でございますけれども、まず来年度に、事業実施を前提とした協定を結んだ上で、令和5年5月頃に基本設計協定を締結する予定をしております。そのため、この基本設計協定の前にデザインコンセプトを決定して JR に提供する必要がありますというところでございます。基本設計につきましては、JR が実施するというものでございまして、令和5年6月頃から再来年3月頃までの10ヶ月から1年程度かかるというふうになっております。そして令和5年11月頃に JR から検討したデザイン案が提示されることとなってございます。そしてワークショップや有識者会議、説明会などで意見をいただいて、デザイン案の決定を令和6年1月下旬頃にして、令和6年2月に公表したいというスケジュールになってございます。

方法の1つ目、ワークショップ及び方法2つ目の有識者会議からの意見聴取は、先ほど申し上げましたとおり、参加者募集を令和4年12月から令和5年1月中旬に実施させていただきまして、ワークショップにつきましては令和5年1月からこの間に3回開催、有識者会議につきましては、ワークショップ後に開催と考えており令和5年3月下旬としてございます。ワークショップのデザイン案の検討につきましては、デザインが JR から出てきた後に開催するというので、令和5年12月に開催しますし、合わせて方法3番の地域説明会も令和5年12月頃、有識者会議につきましてはワークショップと地域説明会が終わった後に開催する流れになります。以上、説明とさせていただきます。

佐藤委員長

はい、ただ今市民参画について説明をいただきました。まず、対象の名称ですが、仮称を削除していただきまして、JR 花巻駅橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討という名称にしていきたいと思います。対象の名称について何かご質問ありますでしょうか。はい、高橋委員。

- 高橋委員 初めて聞く者にとってはさっぱり分かりません。この文章をいきなり見せられて、そちらで分かっている方は淡々と説明するんですが、私たちというか私には、何を言っているのか分かりません。それで、先ほどの説明の中で、半橋上駅舎と橋上駅舎と旧駅舎を活用したやり方と3つのパターンが出ていますが、こちらの説明では、JR花巻駅橋上駅舎とはっきり書いているんですね。それで、もう、橋上化ということではっきり決まっているということなんでしょうか。それで、来年の1月から3月にかけてデザインの意見を聞くということでしょうか。
- 佐藤委員長 はい、先ほど盛山委員からも同様の質問があったところですが、改めて説明をお願いします。
- 高橋上席主査  
(都市機能整備室) 先ほど、他の委員さんからも質問がございましたけれども、市としては橋上駅の方で進めたいということです。
- 高橋委員 そうしますと、それが正式に決まるのはいつどこで決まることになるのですか。
- 高橋上席主査  
(都市機能整備室) 正式な事業化の決定という場合は、JR東日本と基本協定というものを来年度当初に締結することになりますので、そこが正式な事業化の決定となります。
- 高橋委員 そうしますと、議会はもう通っているということなんですか。
- 佐藤委員長 議会の承認につきまして、基本協定の後に基本設計協定というものがありますが、そちらの予算を議会に承認していただいたときに、初めて事業化決定ということになります。
- 高橋委員 では、もし議会に否決されれば通らないということになる。そうしますと、その議会の予算の決定はいつになんですか。
- 高橋上席主査  
(都市機能整備室) 来年の3月議会になります。来年度の当初予算の議案になります。
- 高橋委員  
局 そうしますと、3月議会なのに1月から意見を伺うということになるんですね。
- 高橋上席主査  
(都市機能整備室) はい、来年度の当初予算の議案になります。ただ、事業実施のスケジュールを考えたときに、できる準備がやっぱり必要になってきますので、必要な準備作業としてさせていただきたいということです。
- 佐藤委員長 先ほど説明にもございましたが、市民説明会でも8割を超える方が橋上駅を希望しているということで、市としても橋上駅で進めていきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

- 高橋委員 それで、すみません。いろいろ、経費などもいろいろ見たのですが。
- 佐藤委員長 すみません。こちらは、デザインに関する市民参画ですので、テーマとちょっとずれております。
- 高橋委員 前に戻ってすみません。前のことが分からなかったのも、戻って質問をさせていただきたいので、すみません。こちらの冊子の予算を見ると21ページですが、年間費用が1,300万円かかると。その他に、5年に1回の点検が800万円かかると。そうすると、5年に1回なので、1年で200万円くらいなので、1年間で1,500万円の経費がかかり、月100万円かかるということで、それは全て市の税金で賄うということですよ。花巻市でそれを賄うだけの市の収入源はあるのかということですよ。
- 鈴木部長（建設部） 道路の維持管理に予定しているお金は年間10数億となりますので、その中の1,500万円ということですので、市として負担できないことはないと考えております。
- 佐藤委員長 高橋さん、すみませんが、この会はJR花巻駅橋上駅舎東西自由通路のデザインの検討ということですので。
- 高橋委員 ですから、分からないところについてちょっと戻ってお聞きしたいとお願いしたいのですが大丈夫ですか。
- 佐藤委員長 疑問点については、会議終わりましたら、概要については建設の担当者の方へお問い合わせいただければと思います。
- 高橋委員 駄目ですか。皆さんもお聞きになりたいと思って質問したのですが。
- 佐藤委員長 デザインについての市民参画についての検討委員会がございますので、ちょっと趣旨から離れております。先ほど概要について説明をしていただき、質問がありませんかとお聞きしたところ、ないようでしたので、市民参画についての議題に入ったところでしたので。
- 高橋委員 分かりました。それでは、デザインについてですが、結果の公表の方法及び時期について、市ホームページへ掲載するとありますが、前回もお話ししましたが、ホームページを見る方はまだ少ないと思いますので、是非、結果を広報で周知していただきたいということです。広報であれば、全戸配布になりますし、必ず見ると思います。
- 鈴木部長（建設部） はい。そのように対処します。
- 佐藤委員長 それでは、対象の内容については、ご質問ないということでもよろしいでしょうか。  
(発言する者なし。)
- 佐藤委員長 それでは、市民参画についてご質問、ご意見を伺いたいです。3つの方法

で市民参画を行うということでしたので、一つ一つご意見、ご質問をお伺いしていきたいと思います。まず、まず①の方法でワークショップの実施ということでございます。これについて、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。先ほどの高橋委員のご発言で、結果については文書でお知らせするよということでしたので、よろしくお願ひします。はい。新田委員。

**新田（真）委員** 1点教えていただきたいです。私が聞き逃したかもしれませんが、申し訳ないのですが、ワークショップの対象者のところですが、②の公募枠で20名程度というところですが、参加者募集をするのが令和4年12月15日号の広報で周知するということですが、各年齢層に無作為抽出で発送し、希望者の中から選出するということで、広く周知もするけれども、無作為抽出で案内も流すという2段階でやるということでしょうか。

**高橋上席主査  
（都市機能整備室）** はい、私の説明が悪かったと思います。12月の広報に掲載するのは、こういった形のワークショップを行いますという周知になります。実際の参加者の募集は無作為抽出により案内を発送し、希望があった方から選定ということになります。すみませんでした。

**新田委員** ありがとうございます。それでは、周知方法の参加者募集というのは開催の案内をして募集をしていくということですね。分かりました。皆さん非常に興味のある、関心の内容だと思うので、非常に人が集まるのかなと思ったときに、このワークショップはなぜ実施するのかなというところを、指名枠の方々にもきちんと説明した上でワークショップを開催したほうが建設的な意見が出ると思うので、よろしくお願ひします。

**高橋上席主査  
（都市機能整備室）** ありがとうございます。

**佐藤委員長** 他のご質問、ご意見はございますでしょうか。対象者は公募枠が20名、指名枠が10名の全体30名で開催するということですが、こういった形のワークショップを考えていますか。

**高橋上席主査  
（都市機能整備室）** 1グループ6名の5グループによるワークショップを想定しています。人数は、増える可能性もありますので、未定でございます。

**佐藤委員長** 他に御質問、御意見ありますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし。）

**佐藤委員長** それでは、ないようですので、方法の②有識者会議からの意見聴取についてお伺ひしたいと思います。なにか御意見ございますか。高橋委員。

**高橋委員** 橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討ですが、有識者や一般の人々から意見を募るのはすごくいいことだと思いますが、一般市民や専門家の方は立派なものや革新的なものをデザインされる方もいらっしゃると思いますが、予算との絡み、

例えば花巻市では、このくらいの限られた予算の中でお願いしますというような制限はあるのですか。

高橋 上席主査  
（都市機能整備室）      ありがとうございます。こちらを検討するに当たっては、今まで事業費を削減する検討や調査を行ってきた経緯がありますので、事業費が大幅に増加するようなことや施設の配置の転換をすることはできないという前提で、デザインのコンセプトについて御意見をいただくことをお願いすることとしております。

佐藤 委員長      有識者会議の対象者は10名ということだそうです。他にありますか。はい。佐藤委員。

佐藤 委員      今、10名程度とお聞きしたのですが、市民参画計画書の参考の部分だと委員は12名となっていて、委員報酬として12名×4,000円ということになっていますが、12名が正しいということでしょうか。

高橋 上席主査  
（都市機能整備室）      まだ、どこの団体をお願いするかということは決定していないので、10名程度ということでお示したところです。

佐藤 委員      専門分野なので、ある程度、8割方決まっているのかと思いましたが、まだ決まっていないということですね。分かりました。

佐藤 委員長      委員の選定にあたっては、各団体に推薦をお願いして決定するということですね。

高橋 上席主査  
（都市機能整備室）      はい。そのとおりでございます。

佐々木 室長  
（都市機能整備室）      委員の選定に当たっては、推薦をお願いする団体へ事前に趣旨を説明させていただきたいと思っています。

佐藤 委員長      他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤 委員長      それでは、方法③意見交換会の開催、地域説明会の開催ということですが。花巻地域2回、大迫地域1回、石鳥谷地域1回、東和地域1回の5回となっています。これについて、何か御意見や御質問ありますでしょうか。花巻地域2回というのは、地域を分けて開催するということでしょうか。このあたりについて説明をお願いします。

高橋 上席主査  
（都市機能整備室）      はい。現在の案では、花巻地域は地域を分けて開催したいと思っております。ただ日程等について、例えば、どちらか一方にしか参加できないということも想定されますので、どちらにでも参加できるようにとは考えております。

佐藤 委員長      ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。はい。関上副委員長お願

いします。

関上委員（副委員長）

はい。恐れ入ります。私としてはデザインの公募までについては理解できたように思います。参考意見になるのかもしれないのですが、デザインの決定の方法とかについては、どのような形を想定しているのか、すでに検討されているのか教えていただきたい。他の自治体で、例えば駅舎構築の事例を見ますと、例えば西明石駅の駅舎の資料について見てみますと、厳密にデザインの決定についてこのくらいの評価点でこうであると明確に市民の方々が分かるようなものを、事前に準備されて評価しているようですが、その辺りはいかがでしょうか。

高橋上席主査（都市機能整備室）

はい。まずJRからデザインが複数案出てくることになっております。その案は、それぞれパース絵図で上がってきますので、それを1案、2案、3案と絵でお示しして、ご意見を伺いたいと考えております。

関上委員（副委員長）

市民の方々が決定をする段階で、納得できる形で示していただけるということになりますか。

高橋上席主査（都市機能整備室）

決定の過程につきましては、先ほど申し上げたワークショップでいただいた御意見、どれがいいかということも含めた御意見ということになります。有識者会議でもそのような形で御意見をいただくことになると思います。さらに、地域説明会においてもそれぞれの案を示した上で御意見をいただくこととなりますので、その中で、どのデザインがいいと意見をいただいたうえで、市で判断をしたい、決定することになると思います。

関上委員（副委員長）

はい。良く分かりました。例えば、決定方法を数値化する、見える化するということが昨今の情勢ですと一番市民の方が知りたいところになると思いますので、なるべく市民の方々が見える化されたものを見て、納得できる方法で決定していただきたいと思います。

高橋上席主査（都市機能整備室）

その点について、十分留意して検討を進めたいと思います。

佐藤委員長

高橋委員

その他なにか、ございますか。高橋委員。

全体のスケジュールのところで、JRにデザインのコンセプトを出して、JRからは11月にデザイン案が出されて、それをもとに1月にデザイン案の決定とありますが、これは、市役所で市役所の職員の方たちが決定するということよろしいですか。

高橋上席主査（都市機能整備室）

はい。皆さんからいただいたご意見をもとに、市のほうで決定するということです。

佐藤委員長

市民参画の方法を踏まえて、市で決定するということですね。

はい。

高橋 上席主査  
(都市機能整備室)

佐藤 委員長

それでは、総合評価に移りたいと思います。職員チーム会議では「適切である」という評価でした。当委員会としても「適切である」ということにしたいと思いますがよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

佐藤 委員長

はい。ありがとうございます。それでは、JR花巻駅橋上駅舎及び東西自由通路のデザインの検討についての総合評価は「適切である」ということにいたし、終了といたします。ありがとうございました。担当者の皆さんは退席をお願いいたします。それでは、次第4その他に入りたいと思います。事務局からよろしくお願い致します。

大竹 課長補佐  
(事務局)

それでは、次第4番その他 市民参画条例の制定について、前回に引き続きまして、事務局での検討内容について報告をさせていただきます。担当の藤村よりご説明申し上げます。

藤村 係長(事務局)

はい。それでは、私、藤村からご説明をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。前回、欠席された委員の方もいらっしゃるため、前回事務局から皆様に説明させていただいた内容について、若干触れさせていただきます。

市民参画条例を制定するに至った経緯についてですが、これまでは、市民参画について規定したまちづくり基本条例第12条及び第13条と市民参画ガイドラインにより、市民参画を行ってきたところではありますが、市議会で「市民参画条例の制定を求めることについて」の陳情が、6月定例会において採択されたこともあり、制定に向けて事務局として検討を進めてきたところです。

制定に当たっては、3つの考え方で進めたいと考えております。1つ目、市民参画条例の方向性です。当市のこれまでの市民参画の評価のため、事務局では、県内を含む全国の先例地について調査を行いました。また、市民参画・協働推進委員による評価もいただき、これまで当市がまちづくり基本条例と市民参画ガイドラインにより行ってきた市民参画は、他市と比較しても不足はないとの考えに至ったことから、新たに制定する市民参画条例は、市民参画ガイドラインの内容を基本として検討を進めることとしたいと思います。

2つ目として市民参画の事務手続きを定める市民参画条例施行規則には、現在の市民参画ガイドライン運用マニュアルに規定している内容を基本として定めることとしたいと思います。

3つ目として、市民参画条例を制定するに当たっては、市民参画を実施して、市民の皆様のお意見を伺いすることとし、審議会からの意見聴取とパブリックコメントの2つの方法を実施したいことをご説明したところです。まず、一つ目の審議会からの意見聴取として、団体等の代表の方々、そして公募委員の方々もいらっしゃるこの市民参画・協働推進委員会からの意見聴取を考えております。理由としては、今まで、市民参画の事前と事後の評価を長年行っていただいている、市民参画・協働推進委員会の皆様から、意見を伺って参りたいという考え方から選択したものです。

市民参画の二つ目として、パブリックコメントを選択した理由は、全市民の皆様から、御意見をいただける方法として、一番いいのかなと考えています。実施に当

たっては、全市民を対象として、広報の仕方など、周知方法を工夫して多くの方々に参画してもらいたいということから、この二つの方法で市民参画を実施するというのを、説明したところです。

また、このことについては、市職員で構成されるチーム会議メンバーにも説明をしておき、今後も意見をいただけてまいりたいと考えております。

以上が、前回の委員会で事務局から説明をした内容になります。そして、前回の終わりに、本日、条例にどのようなことを盛り込むかという骨組みをお示ししたいということをお話ししておりましたので、このあとご説明させていただきます。

次に、本日皆様にお配りした資料「花巻市市民参画条例の構成」についてご説明します。こういった内容を盛り込みたいというものになります。

考え方として、冒頭にもご説明いたしました、市民参画条例は、市民参画ガイドラインの内容を基本としたいと考えています。理由としては、本市のガイドラインの内容が他市の条例と比較しても不足はないと考えていること、前市民参画・協働推進委員の方々のアンケートからも同様のご意見をいただいていることから、ガイドラインの内容を大枠としたいというものです。基本的な方針は、まちづくり基本条例に書かれておりますので、ガイドラインに示しております、市民参画に関するルール、手続き等を市民参画条例で規定して参りたいということです。参考までに、県内の例ですと、宮古市、奥州市の条例の冒頭にも「手続きを定める」と、このように規定しております。

また、細かい事務処理の手続きについては、規則で規定することとし、その中身はガイドライン運用マニュアルを基本に考えていきたいと思っています。

それでは、表をご覧ください。表の項目が、条例の条項になる部分とイメージしていただければと思います。先ほどから申し上げてまいりましたとおり、市民参画条例は市民参画に関する手続きを定めるものですので、まちづくり基本条例に規定されている理念などは規定しない方向で考えております。市民参画条例を制定している先例他市も同様のつくりをしているところが多くなっています。それでは、表のNo.1からご説明します。

No.1 趣旨について、ここでは、この市民参画条例は何を規定するのかを説明しています。つまり、基本条例第12条第2項に基づいて、市民の参画に関する基本的なこと、手続きを規定したいと考えています。

No.2 定義については、用語の定義になります。基本条例でも示していますが、ここでは、同じ用語でも、市民参画条例で謳っている市民参画に関する用語の意味として改めて定めたいと考えています。他市でもそのようにしているところが多くあります。基本条例はまちづくり全般に関する用語、市民参画条例では、市民参画に関する用語のとして、より具体的に限定するイメージです。

No.3 市民の責務について、基本条例でも規定していますが、No.2と同様、市民参画条例で謳っている市民参画に関する市民の責務について、改めて定めたいと考えています。基本条例ではまちづくり全般に関する市民の責務を定めているのに対し、市民参画条例では、市民参画に関する市民の責務として、より具体的に責務の内容を定めるイメージで、他市も同様のつくりをしています。

No.4 市の執行機関の責務について、基本条例では規定していません。市の執行機関とは、市役所の各部署のことを指しています。各部署が策定する計画などについての市民参画、アンケートやパブリックコメントなどを実施することから市長を含む市の執行機関の責務として規定したいと考えております。他市も同じように、市民参画を実施する部署として、市の執行機関としているところが多くあります。

No.5 市民参画の対象について、ガイドラインⅢ-2市民参画の対象のアからキまでの内容を盛り込みたいと考えています。具体的には、ア市の基本構想、基本計画そ



の他基本的な事項を定める計画の策定又は変更、イ市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止、ウ市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、変更または廃止、エ市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止、オ公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更、カ特定の地域を対象としたもの、キ特に必要と認められるものとなっており、市民参画の種類は、他市も同じようなものとなります。

No.6 市民参画の対象から除外できるものについて、ガイドラインⅢ-2 市民参画の対象から除外できるもの、アからオまでを盛り込みたいと考えています。具体的には、ア軽微なもの、イ緊急に実施しなければならないもの、ウ法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの、エ市の執行機関内部の事務処理に関するもの、オ市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものとなっております。他市も同様の内容としています。

No.7 市民参画の方法について、基本条例第 13 条に規定していますが、市民参画に関する事項であるため、改めて定めたいと考えているものです。

また、市民参画の実施時期及び参画の実施結果の公表については、ガイドラインⅢ-3 市民参画の実施時期の内容をもとに盛り込みたいと考えているものです。他市でも、市民参画の方法の項目の中で、実施時期、結果の公表をあわせて規定している事例が多くあります。

No.8 市民参画の点検及び評価について、基本条例第 15 条で規定している市民参画・協働推進委員会による点検及び評価を実施することとして規定したいと考えているものです。

また、ガイドラインⅢ-6 市民参画の運用の評価の内容である、市の執行機関及び市の執行機関の内部（職員チーム会議）による点検及び評価についても盛り込みたいと考えておりますが、内部（職員チーム会議）についての具体的な内容については、規則で定めたいと考えているものです。

他市では、市民参画の評価について、条例で規定している例は少なく、審議会の規則で定めている場合が多くありますが、当市の市民参画・協働推進委員会規則には点検・評価について規定していないため、本条例で規定したいと考えているものです。

No.9 委任については、条例の施行に関し必要な事項は別に定めるものとし、ガイドライン運用マニュアルに規定しているものを盛り込みたいと考えております。先ほどご説明をしました職員チームのことや、市民参画を実施するにあたっての具体的な事務処理など、必要な事項を規則や要綱などで規定したいと考えているものです。これについては、ほとんどの自治体で、委任の条項を規定し、具体的な事務処理規定などは、別に定めているものになります。

以上のとおり、現時点での事務局の考えをご説明させていただきました。前回の会議でも触れましたように、今後も内容を検討し、2月には市民参画計画の諮問をさせていただきたいと考えております。ご意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

佐藤委員長

はい。ただ今、市民参画条例の構成案についてご説明がありました。はい。大竹補佐から補足ございますか。

大竹課長補佐  
(事務局)

はい。一点補足でございますが、お示しした資料はあくまでも事務局の案ということで、今、法令担当者と擦り合わせをしている段階でございます。諮問の段階では大きな変更はないと思いますが、若干調整が入ると思いますので、その点はお含みおきをいただきたいと思います。

何かご質問ありますでしょうか。はい。高橋委員。

佐藤委員長

高橋委員

この市民参画条例についてではないのですが、この会全体についての要望をお話しさせていただきたいです。資料は事前に郵送していただきたいと思います。今日は、橋上化の分厚い資料をいただきましたが、考える時間がないままどんどん進んでしまいました。もし、郵送代が高いというのであれば、電話をいただければ市役所に取りにまいりますので、できれば事前に配布をお願いします。そして、十分に資料を見てからの会議じゃないとさっぱり説明もわかりませんし、自分の中で咀嚼しながら見ている、でもどんどん進んでいきますし、前に戻って質問しようとしてもそれも駄目だといわれますので、その点お願いいたします。

大変失礼いたしました。そのようにさせていただきたいと思います。

大竹課長補佐  
(事務局)

はい。細川委員。

佐藤委員長

細川委員

構成の中で、対象から除外できるものということで、ガイドラインの項目を入れるのは基本的に差しつかえないと思いますが、具体的に検討する際に、いわゆる迷うもの、例えば軽微なものという言葉ひとつでも、人の物差しによって軽微という日本語の解釈が違ったり、意見が食い違ったりして、そこでご不満が出るのは、せっかく市民協働参画を進めていこう、条例化を進めようという点からいうと、なるべく迷わないで済むような表現や手立てをご検討いただければと思います。意見になるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

大竹課長補佐  
(事務局)

ご意見ありがとうございます。その点検討してまいりたいと思います。

佐藤委員長

太田委員。

太田委員

確認しておきたいのですが、市民参画という言葉がありますが、これまでもこの委員会で取り扱ってきたのは、市政の計画の検討について、市民がアンケートやワークショップなどで参画するのが市民参画の基本だと思っています。ここで言いたいのが、私は、市民参画はその先もあると認識していて、市で行う事業についても、一市民や事業者として関わっていくこともあると思うんですが、市民参画という定義について、事務局として今後どう取り扱っていくのか、現時点での考えをお聞きしたいです。

事務局(大竹課  
長補佐)

ご質問ありがとうございます。市民参画ですが、まちづくり基本条例の第12条と第13条で、基本となる考え方について規定してございます。先ほど藤村から、市民参画条例ではその手続きについて定めたいということをご説明いたしましたところでございます。定義ということでございますが、この条例の中で扱う言葉はこうやって位置付けるということなので、すべての基本はあくまでもまちづくり基本条例になります。それで、まちづくり基本条例の第12条で市政への参画ということで位置付けておりますので、この12条13条の考え方を具体的なことを規定していくということで、その中で使っていく言葉を定義づけていくということで考えています。

が、いただいたご意見の意味についてもよく考えて法令担当と検討していきたいと思ひます。ありがとうございます。

**太田委員**                    ありがとうございます。市民参画条例と大きく使うよりは、市政への市民参画条例とした方がいいのか、あまり制限をかけないほうがいいのかもかもしれませんが。その辺りの思ひでした。ありがとうございました。

**佐藤委員長**                関上副委員長。

**関上委員（副委員長）**    大変長い年月をかけて市民参画条例を制定するところまで来ているということを重ね承知した上で発言したいと思ひます。できるだけ、市民の方々が見える化した図を見て、自分たちがどういう形で市政へ参画するのか、そういうのが分かる形で、できれば図を豊富に使って分かりやすくしていただければなと思ひます。そして、詳しい部分は文章で説明するという、図と文章の説明により、コンビネーションよく、図式をできれば多く作成していただければ、市民に開かれた花巻市が全国に広がっていくと思ひますので、その点についてよろしくお願ひいたします。

**事務局（大竹課長補佐）**            はい。ありがとうございました。ただ今いただいたご意見についても検討してまいりたいと思ひます。私たちも市政に対する認知度を上げたいと思ひていますが、なかなか浸透しないということもござひます。市民参画についても広報等をしてござひますが、従来している方法も含めて、改めて検討してまいりたいと思ひます。ご意見ありがとうございます。

**佐藤委員長**                菅原委員。

**菅原委員**                    市民参画の方法として、パブリックコメントの実施とありますが、いつも思っているのですが、各振興センターに計画の素案などの設置もしています。各振興センターでは、地区の機関紙、瓦版は発行しているのでしょうか。私の地区では瓦版を発行しているので、地区の一番身近な機関紙に載せていただければ興味を持たれるのではないかと思ひました。

また、パブリックコメントについて、意見がなくても回収するということがでしたが、そういう時間が無駄じゃないかなと思ひました。もし、意見がなければ、各施設で処分をお願ひできないものか、ということも考えるのですが、そういうことはできるのでしょうか。

**事務局（大竹課長補佐）**            貴重なご意見ありがとうございます。確かに一番身近なのは振興センターから出る広報誌になります。かつて私も振興センターの職員でござひました。振興センター設立当時、平成 19 年でござひましたけれども、その当時は市の職員が配置されていて、振興センターだよりというものを発行しておりましたので、市からの情報として実際に「パブリックコメントを行います。」といったことを載せたことがござひます。

ただ、現在は、コミュニティ会議がコミュニティだよりとして発行しております。コミュニティ会議の方々にもいろんな事業をやっていただいて、たくさん地域の情報を載せていただいております。その中で、コミュニティ会議へパブリックコメント実施の掲載をお願ひするのは、今すぐは難しい状況です。特に、同時にパブリックコメントが2件3件と実施にされますと、そのスペースを割いていただけるとかどうかは、なかなか私からは可能と申し上げられないところでござひます。今いただ

いたご意見もございますので、その点については、地域づくり課の中でも検討してまいりたいと考えてございますが、実際、実情としてはそういったことがあります。

あともう一点でございますが、パブリックコメントに実施した計画素案等の回収ということでございます。市役所職員の負担軽減のことも気にかけていただいて大変ありがたいと思っております。そのように申し出いただけるコミュニティ会議もあるかもしれませんけれども、やはり書類等の処分に負担を感じるコミュニティ会議の中にはあるのかもしれませんが。計画素案によってはものすごく厚い冊子のようなものとか、ハードカバーが付いていたりするものもございまして、処分もどこまでお願いできるかという点につきましては、庁内の部署も含めて検討します。

今後想定される、ボリュームが多い計画等の素案は総合計画がございまして、それがどういったボリュームになるかというのを見ながら、その点に踏まえましても検討してまいりたいと思っております。

**佐藤委員長**

今の説明について、質問やご意見ありましたお願いいたします。

**多田委員**

今の質問に関連するのですが、私も振興センターで月1回振興センターだよりを発行しているのですが、市民参画ということでは、振興センターが一番身近なところだと思います。コミュニティだよりをうまく活用してほしいなとずっと思っていました。だよりを見ていて、写真が多くあったりしてとってもいいのですが、市政への情報についてもっと載せたらいいと思っていました。市民参画の貴重な機会の場であると思ったり、市民参画を促す説明会とか機会を設けてほしいと思ったり。私も振興センターに行って、計画も見っていますが分厚くて文字がいっぱいあって読む気になれない。そういうことから、市民の方の政治離れとか関心が薄くなってしまおうと思ったり。コミュニティ会議の職員も大事な執行機関ですよ。市からの交付金をいただいて仕事をしているのですから、市民参画のそういう機会を作るとか職員も巻き込んでやれば、市政から気持ち離れるようなことがないようにしてほしいと思ったり。いずれ、コミュニティ会議の職員は離れていると思ったり。年に1回の説明会くらいしか市と関わることがないと思うんです。よろしく願います。

**佐藤委員長**

コミュニティ会議の27の連携と活用ということですね。これについて、部長からお願いします。

**事務局（藤井部長）**

今、大変重要な意見をいただいたと思っております。菅原委員がおっしゃった大瀬川は地元に近い話題を毎月、編集委員の方が何回も集まって考えております。今、東和東部のお話もありましたがコミュニティだよりを発行していただいております。コミュニティだよりは市民参画だけでなく、地域の方々の活動について興味をもってほしい、地域の活動について周知を図りたいという思いで発行しているものであります。

しかし、今回特に市民参画条例を制定する方向で検討を進める上で、市民参画の意味を地域の方々にも知っていただくということは、大変重要なことであると感じております。指定管理で市の施設である振興センターを管理している職員の方に、市民参画の意味を理解していただくことも非常に大事なことであると思っております。その考え方が、今後のコミュニティ活動の新たな展開、コミュニティの考え方のさらなる発展、そして住民の意見の反映に繋がる可能性もあります。その点を十分考慮していくことが必要だと思っております。

それから、これまで市民参画の方法について検討していただいた中で、パブリック

クコメントで意見がゼロであったとしても、その結果だけで悪いということではなく、その結果に基づいた反映の仕方を考えればいいのではないかというご意見を、以前、この会議でいただいたこともあります。同様に、意見を聞く際にどういった方法で住民の意見を聞き、どうやって反映させればいいのかを考えることが、市民参画に繋がっていくかもしれないということも併せて考えていくことが必要になってくるのかもしれません。

いずれにしても、今日いただいた御意見をもとに検討を進めていきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

**佐藤委員長**

藤井部長にまとめをしていただきました。ありがとうございました。  
それでは、事務局から次回についてお願いします。

**事務局（大竹課  
長補佐）**

今後の予定ということでございますけれども、今予定しておりますのが、令和5年2月中旬ということで、また後ほど詳しくご案内を差し上げたいと思います。市民参画条例についても、市民参画計画を出させていただきたいと思っておりますので、よろしくおねがいします。

なお、場合によりましては、緊急に開催しなければならぬ案件が発生した場合には、その都度ご案内いたします。もし、そのようなことがあった際にはよろしくお願いいいたします。それでは本日の第2回委員会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

（閉会 午後3時25分）